

令和3年5月臨時会

議案説明資料

教育委員会

【予算関係以外】

(報告)

報告番号	件名	課名等	頁
第1号	議会の委任による専決処分の報告について (3) 鳥取県育英奨学資金貸付金の返還請求等に係る 訴えの提起について (令和3年5月8日専決)	人権教育課	3
	議会の委任による専決処分の報告について (5) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定に ついて (令和3年5月13日専決)	教育環境課	4
	議会の委任による専決処分の報告について (6) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定に ついて (令和3年5月14日専決)	教育環境課	5
	議会の委任による専決処分の報告について (7) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定に ついて (令和3年5月18日専決)	教育環境課	6
第3号	長期継続契約の締結状況について	教育環境課 社会教育課 図書館 博物館	7

件名	<p>議会の委任による専決処分の報告について (3) 鳥取県育英奨学資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について (令和3年5月8日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、鳥取県育英奨学資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要 (1) 請求の相手方 米子市内 個人2名(借受者、連帯保証人)</p> <p>(2) 請求の趣旨 鳥取県育英奨学資金貸付金の借受者及び連帯保証人である相手方に対し、当該貸付金の返還を求めるとともに、訴訟費用の負担を求める。併せて、当該貸付金の返還について、仮執行の宣言を求める。</p> <p>(3) 請求までの経過 ①平成22年6月分の返還より滞納が始まった。 ②連帯保証人の父や、契約時に法定代理人となっていた母を通じて分割で弁済を受けていたが、毎月の新規発生額を上回る返還とならなかったため滞納が増え続けた。 ③平成27年度、28年度にサービサーに委託したが未納の解消に至らず、令和2年3月30日付で法的措置予告を送付するに至った。 ④法的措置予告を受けて連帯保証人の父より分割で支払う旨の連絡があり納付書を送付したが、実際に支払われることは無かった。その後架電、訪問を行ったが話をすることはできなかった。 ⑤支払督促を裁判所に申し立てたところ、分割支払の異議申立があり、民事訴訟法の規定により訴訟へ移行した。</p> <p>(4) 当該奨学金の返還滞納額 当該奨学金の返還滞納額は、279,000円である。</p> <p>【参考】 管轄裁判所は、米子簡易裁判所である。</p>

件名	議会の委任による専決処分の報告について (5) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (令和3年5月13日専決)
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 法律上県の義務に属する学校施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、令和3年5月13日に専決処分をしたので、同条第2項の規定により、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 和解の相手方 西伯郡大山町 個人</p> <p>(2) 和解の趣旨 県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金33,000円を支払うものとする。</p> <p>(3) 事故の概要</p> <p>ア 事故発生年月日 令和3年4月7日</p> <p>イ 事故発生場所 東伯郡北栄町由良宿291番地1 鳥取県立鳥取中央育英高等学校敷地内</p> <p>ウ 事故の状況 鳥取県立鳥取中央育英高等学校の敷地内に設定した入学式の来場者駐車場において、当該学校の倉庫の扉が強風により開き、和解の相手方が駐車していた軽乗用自動車に当たり、同車両が破損したものである。</p>

件名	<p>議会の委任による専決処分の報告について (6) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (令和3年5月14日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 法律上県の義務に属する学校施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、令和3年5月14日に専決処分をしたので、同条第2項の規定により、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要 (1) 和解の相手方 鳥取市 個人</p> <p>(2) 和解の趣旨 県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金458,920円を支払うものとする。</p> <p>(3) 事故の概要 ア 事故発生年月日 令和3年4月13日</p> <p>イ 事故発生場所 鳥取市桂木地内</p> <p>ウ 事故の状況 鳥取県立鳥取工業高等学校に設置している自転車駐車場の屋根の一部が、強風により飛散し、和解の相手方所有の建物に当たり、同建物が破損したものである。</p>

件名	<p>議会の委任による専決処分の報告について (7) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (令和3年5月18日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、令和3年5月18日に専決処分をしたので、同条第2項の規定により、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要 (1) 和解の相手方 東伯郡北栄町 個人</p> <p>(2) 和解の趣旨 県側の過失割合を3割とし、県は、損害賠償金142,171円を支払うものとする。</p> <p>(3) 事故の概要 ア 事故発生年月日 令和3年2月10日</p> <p>イ 事故発生場所 倉吉市国府地内</p> <p>ウ 事故の状況 鳥取県立倉吉農業高等学校所属の職員が、公務のため小型特殊自動車（農業作業車）を運転中、交差点を右折しようとした際、誤った方向に方向指示器を出し、交差点手前において後方から追い越そうとした和解の相手方所有の軽乗用自動車と接触し、同車両が破損したものである。</p> <p><参考> ・損害賠償金142,171円 うち、県費支出額142,171円 ・県側車両損害額0円</p>

長期継続契約の締結状況について

[新規契約]

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	教育環境課	物品 保守	プリンター	1台	鳥取市商栄町221番地1 株式会社愛進堂	28,875	令和3年3月1日 ～令和3年9月30日	鳥取県教育委員会事務局 教育環境課
2	社会教育課	物品 保守	ノートパソコン	2台	鳥取市商栄町221番地1 株式会社愛進堂	273,240	令和3年4月1日 ～令和6年3月31日	鳥取県立船上山少年自然 の家 他1所属
3	図書館	物品 保守	ノートパソコン	2台	鳥取市商栄町221番地1 株式会社愛進堂	369,600	令和3年4月1日 ～令和7年3月31日	鳥取県立図書館
4	博物館	物品 保守	ノートパソコン	1台	鳥取市商栄町203番地6 株式会社モリックスジャパン	495,000	令和3年4月1日 ～令和6年3月31日	鳥取県立博物館
5	米子養護学校	物品 保守	ノートパソコン	1台	境港市浜ノ町147番地 株式会社やまさき	198,000	令和3年4月1日 ～令和8年3月31日	鳥取県立米子養護学校